

梅雨が明けました。新型コロナウイルスにも熱中症にもご注意ください。助成申請相談は民商へ。

婦人部主催で国保料減免制度学習会を開催

長岡民商婦人部では、8月4日(火)に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施策として始まった国保(国民健康保険)料の減免制度についての学習会を、さいわいプラザ(旧市役所)の中央公民館)で開催しました。民商の金内事務局長から、減免の対象となる世帯の要件や、保険料の減免を決める長岡市の考え方などについて説明があり、その後具体例で減免の計算を行い学びました。

参加者は5名と少なかったのですが、その中でも「所得による減免割合の違いで100%免除になると額が何十万円にもなり驚き」「減収期間をどう見るかで申請の可否がかわってしまう」「持続化給付金のようにひと月でも減少していればいいと決めて欲しい」など多くの感想・要望が出ました。



今後も長岡民商では他団体とともに長岡市と交渉・懇談を重ね、制度改善を要望して行く予定です。

長岡市より、冊子「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度のお知らせ」の民商加入事業所への配布依頼がありました。5月にも同様の依頼があり配布しましたが、今回は、前回以降新たに創設された制度も含め、事業者向け、個人・団体向けに分けて事業・生活の支援制度を網羅した冊子になっています。行政から民商に依頼するという事は、申請があればしっかり対応するという意思表示です。ぜひよくお読みいただき、自分が対象になるか考え、申請できるものはみやりましょう。申請等わからなければ民商にご相談ください。

国保(国民健康保険)料の減免について
(8月4日学習会資料から)

○保険料軽減と減免は違います
軽減とは、所得が一定以下の世帯について保険料を下げる事で、基本的には申請不要です。これに対し減免は、災害にあった、倒産・失業で所得が落ちた、特別な事情で生活が困窮した、等の事情のある人が申請する事で保険料を下げる事で、長岡市は今回の「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う減免」の根拠にしています。したがって、申請しなければ始まりません。

○長岡市が減収期間を判定します
減免の基準は「年間で30%以上の減収が見込まれる事」です。しかし減収期間をどう見るかは市町村で異なり、長岡市は今のところ「収入が減少してから申請する日まで」としており、時期や長さに関しての基準は設けられていません。したがって、長岡市が減収期間を判断する事になり、申請するタイミングを決めるのが難しいのが現状です。

○納付済み保険料も対象、滞納者も減免申請可能
国保料を納付した後で前年比30%以上の減収があった場合、申請し減免が認められればその分が還付されます。また今回の施策はコロナによる影響についての減免措置なので、国保料の滞納の有無は判定に関係ありません。

民商事務所 お盆周辺期間の休みのお知らせ
8月13日(木)から16日(日)終日
8月18日(火)終日
盆休みのため
県内民商事務局研修参加のため

商工新聞の配布に関して
お盆休みの関係から、8月17日付の新聞はお休みとなります。したがって8月12日(水)からの配達はありませんのでご承知おきください。
次回は8月24日付の新聞が8月19日(水)からの配達となります。

